サービス紹介資料

排出事業者様向け

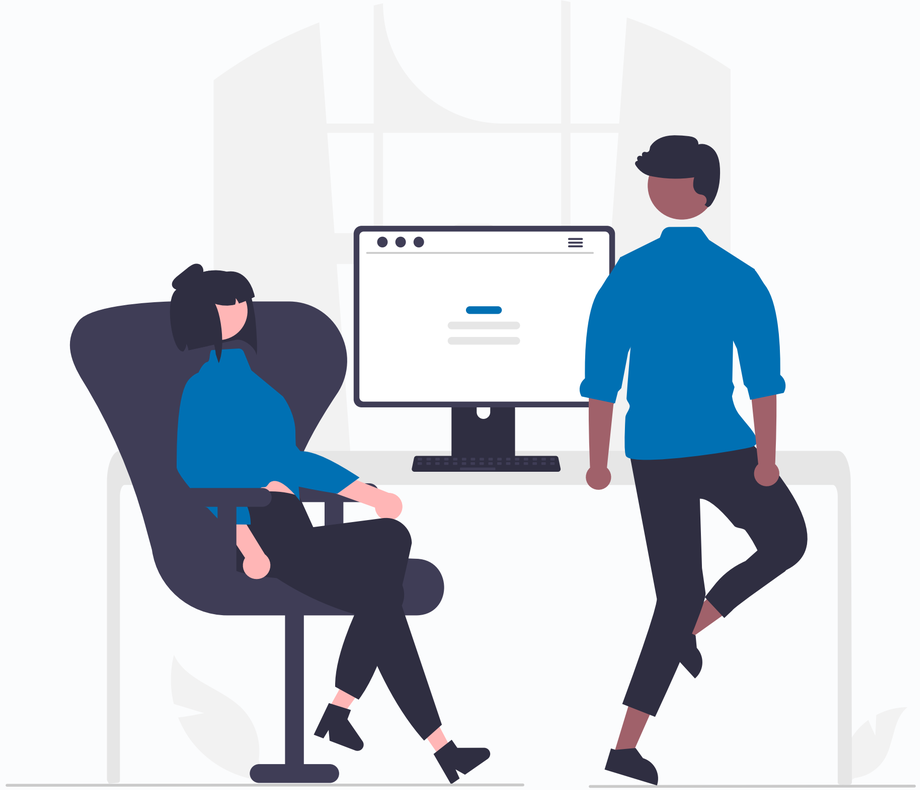

© DXE Inc. All Rights Reserved.

INDEX

電子マニフェスト制度の概要

DXE Stationについて

マニフェスト代行起票

C料金の活用

お取引先の産廃業者様へご紹介ください

会社概要

© DXE Inc. All Rights Reserved.

電子マニフェスト制度の概要

© DXE Inc. All Rights Reserved.

一般廃棄物と産業廃棄物

「ごみ」は日本の法律上、大きく 2 種類に分けられます。
一般家庭で発生したごみは**「一般廃棄物」**、それに対して会社や工場など、事業に伴って発生したごみは**「産業廃棄物」**に分けられます。

一般廃棄物は各自治体に処分責任がありますが、産業廃棄物はごみを排出した事業者に処分責任があります。排出事業者は、自らが排出した廃棄物に対して
「いつ、誰が、どこに運んで、どのように処理をして、最終的にどうなったか」
を正確に把握するよう、法律で義務付けられています。

一般廃棄物
➡ 各自治体が処理

産業廃棄物
➡ 排出事業者が処理

© DXE Inc. All Rights Reserved.

排出事業者の責任範囲

専門業者に処分を委託した場合も、排出事業者に処分の責任があることは変わりません。適正な処理業者との委託契約やマニフェストの発行などを通し、委託先で最終的にどのような処理が行われたか、排出事業者は正しく把握しなければなりません。

排出事業者に課された責任

- 廃棄物の適正な処理
- 適正な処理業者選び
- マニフェストの発行
- 処理業者との委託契約締結
- 年間の紙マニフェスト発行数を行政に報告

© DXE Inc. All Rights Reserved.

マニフェストとは

委託先で行われた処理を知るために用いられるのが**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**です。マニフェストには紙と電子の 2 形式があります。

紙マニフェストは 7～8 枚つづりの複写式になっており、排出事業者が発行して処理業者に渡し、処理が終わり次第、伝票の控えを排出事業者に郵送することで管理を行います。

電子マニフェストは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が運営している**電子マニフェストシステム（JWNET）**に各事業者がアクセスし、入力することで管理を行います。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

電子マニフェスト制度のメリットと課題

電子マニフェストには**排出事業者、産廃処理業者、行政それぞれに多大なメリット**があり、環境省からも電子マニフェストの導入が推進されています。

電子マニフェストのメリット

- 書類の管理コスト削減
- ペーパーレス化
- 処理状況のリアルタイム確認
- 処理の透明化
- 郵送トラブル防止
- 違法な処理業者の判別
- 行政報告の負荷軽減
- 郵送コストの削減

© DXE Inc. All Rights Reserved.

JWNET 加入者数（令和 5 年度）

下記は令和 5 年度時点での電子マニフェスト導入者数のデータです。
多くのメリットのある電子マニフェストですが、近年の導入数は伸び悩んでおり
電子化が浸透しきっていないという問題があります。

年度	加入者数合計	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	電子化率
平成10年度	502	143	178	181	0.00%
平成15年度	2,001	487	785	729	1.60%
平成20年度	43,493	33,718	5,775	4,000	12.80%
平成25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	34.90%
平成30年度	220,010	191,583	19,581	8,846	57.90%
令和元年度	240,099	209,923	21,063	9,113	62.60%
令和２年度	271,587	239,435	22,738	9,414	65.10%
令和３年度	286,577	252,540	24,384	9,653	71.70%
令和４年度	308,162	272,039	26,228	9,895	77.10%
令和５年度	315,675	277,282	28,255	10,138	81.20%

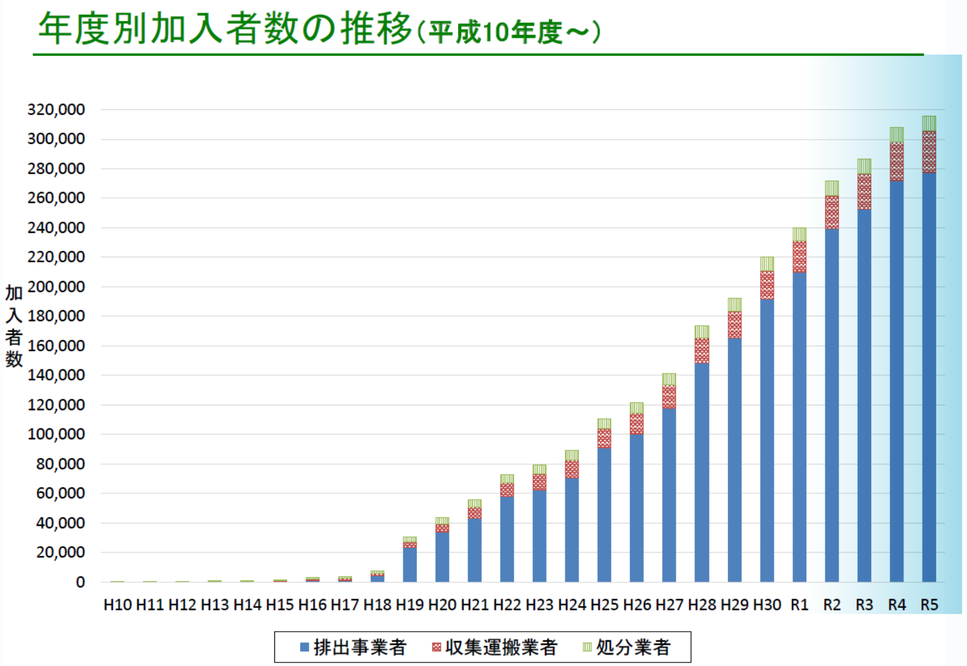

参照：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター「令和５年度 電子マニフェスト統計情報」

© DXE Inc. All Rights Reserved.

電子マニフェスト導入を妨げる課題

DXE

お願いしている**産廃業者が紙マニフェストを使用している**ので、なんとなく紙マニフェストのまま運用している

排出事業者にもJWNETに加入してもらう必要があり、自社だけではなかなか導入を進められない

JWNET の利用料がかかる

パソコン操作のできる人員がいない

導入方法がわからない

排出事業者

電子化を進めたくても
お互いが電子マニフェストを導入する必要があり、ハードルが高い...

収運業者

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE Station なら
そんなお悩みを解決できます！

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE Stationで電子マニフェスト導入の課題解決

「DXE Station」は、**産廃処理業者向けの業務効率化クラウドサービス**です。収運業者による電子マニフェスト代行起票を始めとした画期的なシステムを採用しており、スムーズな産業廃棄物処理を実現します。

排出事業者と処理業者のお悩みを同時に解決できます！

電子マニフェスト導入の手間を限りなく削減！

導入後も両者に負担のないフローで運用できる！

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE で解決できる排出事業者のお悩み

DXE

課題 1

廃棄物のことや JWNETの操作が
よくわからない

収運業者による代行起票で
電子マニフェストの
操作・設定が不要！

▶P13

課題 2

導入にあまり
手間をかけられない

JWNETのC料金利用なら
加入手続きは DXE が実施！

▶P20

課題 3

JWNETの年間利用料が
かかるのがネック

JWNETのC 料金利用で
コストを最大限抑制可能！

▶P20

© DXE Inc. All Rights Reserved.

収集運搬業者による
マニフェスト代行起票

© DXE Inc. All Rights Reserved.

収集運搬業者によるマニフェストの代行起票

通常、電子マニフェストは排出事業者が作成する必要がありますが、DXE Stationでは産廃業務に不慣れな排出事業者に代わって、収運業者が電子マニフェストを起票できる**「代行起票」**機能を採用しています。

電子マニフェストの作成を、産廃知識の豊富な収運業者の担当に変更することで、入力ミスや修正作業によるタイムロスを防止し、スムーズな処理を実現します。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

代行起票の運用フロー

DXE を利用して回収依頼を行った際のフロー

1 排出事業者が回収依頼

いつも通りの依頼でOK！

2 収運業者がDXEにマニフェスト情報を入力

マニフェストは収運業者が作成！

DXE

使いやすい画面でマニフェスト作成！依頼内容の確認や修正もらくらく！

自動連携

3 JWNETにマニフェスト情報が登録される

マニフェスト作成完了！排出事業者が処理状況を確認できる！

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE

収運業者が代行で電子マニフェストを作成するのは法的に問題ないのですか？

代行起票の機能は JWNET 上にも存在し（現場登録支援機能）法的な問題はございません。代行起票を利用した際も、廃棄物の処理責任は排出事業者様にあることは変わらないため、あらかじめ代行起票を行うことへの同意をいただいた上で、処理の状況を必ず JWNET からご確認いただく必要があります。2025 年 4 月時点で、全国 27,000 社以上の排出事業者様から代行起票の同意をいただいています。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

代行起票に関するよくあるご質問

**既に JWNET に加入しているのですが、
既存のアカウントを使用して代行起票をすることはできますか？**

可能です。代行起票の同意の申込書を記載する際に、既存の JWNET 加入者番号と EDI 利用確認キーをお知らせください。
その際、JWNET の料金プランは既存のままとなりますので、JWNET の年間基本料やマニフェスト使用料は、今まで通り排出事業者様へ請求されます。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE

現在、A 料金で JWNET に加入しています。
DXE 用に別途 C 料金での登録はできますか？

利用代表者が DXE の団体料金（C 料金）の新規加入申込書を提出することで、新しい JWNET 加入者番号を取得することは可能です。
ただし、新たに取得した加入者番号は、収運業者が DXE Station を利用して代行起票を行う取引でのみ使用可能となりますのでご注意ください。万が一、DXE Station での代行起票を利用しない取引での使用が明らかになった場合、DXE 株式会社より別途、JWNET の使用料をご請求させて頂く場合がございます。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

JWNET と DXE の違い

JWNETは、法律で定められた電子マニフェストシステムです。どの事業者もJWNET に加入しなければ、電子マニフェストを利用することはできません。

DXE Station は、この JWNET をより便利に運用することを目的として開発されたクラウドサービスです。
DXE株式会社は JWNETの接続事業者（ASP※事業者）として、JW センターより公式認定されています。

＊ASP＝アプリケーションサービスプロバイダ（Application Service Provider）
インターネットを経由してソフトウェアを提供する事業者のことを指します。

公益財団法人
日本産業廃棄物処理
振興センター
（JW センター）

運用システムを開発
電子マニフェストの
導入を推進

自由なシステム構築に
よる電子マニフェスト
運用を認める

DXE

© DXE Inc. All Rights Reserved.

JWNETのC料金
（団体加入料金）の活用

© DXE Inc. All Rights Reserved.

JWNET の C 料金（団体加入料金）の活用

電子マニフェストを利用する際は、通常 JWNET の年間基本料がかかりますが、DXE サービスをご利用いただく排出事業者様は、**「DXEが代表を務めるC料金（団体料金）」**のご利用をいただくことも可能です。その場合、JWNET の年間基本料は DXE が負担し、加入手続きも DXE が代行して行います。

JWNET 利用料金（排出事業者）

料金区分	A 料金	B 料金	C 料金 （20 者以上の団体加入料金）
年間基本料 （1 年間）	26,400 円	1,980 円	110 円
使用料 （マニフェスト登録 1 件あたり）	11 円	22 円 （90 件まで無料）	22 円 （5 件まで無料）
年間マニフェスト 登録件数目安	2,401 件以上	2,400 件以下	ー

参照：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

C 料金をご利用の場合

JWNET年間基本料
➡ **DXEが負担**

JWNET加入手続き
➡ **DXEが代行**

© DXE Inc. All Rights Reserved.

C 料金（利用代表 :DXE）活用のメリット

加入手続き代行

必要書類を提出いただくだけで JWNET に加入することが可能です※。
面倒な申し込み手続きや、初期設定を行っていただく必要はございません。

準備不要

DXE が利用代表者のため、排出事業者を 20 者以上集めることや、利用代表者になるための申し込み手続きなど、C 料金の条件を満たすための準備は一切不要です。

基本料不要

JWNET の年間基本料は DXE が一括して支払うため、排出事業者様に直接請求がいくことはございません。

※ あらかじめ「JWNET 加入申込書兼 JWNET-EDI 連携サービス申込書」をご提出いただく必要がございます。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE 導入の流れ（C 料金利用）

DXE

収運業者様へ簡単な書類を提出するだけで DXE の導入が可能です。

STEP1

収運業者から
「JWNET 加入申込書
兼 EDI 連携申込書」
を受け取る

STEP2

必要事項を記入し、
収運業者へ渡す

・ご契約者情報
・ご連絡先

書類を提出する
だけの簡単手続き！

STEP3

DXE が代行で利用登録
ご利用開始！

© DXE Inc. All Rights Reserved.

お取引先の産廃業者様へご紹介ください

DXE の導入には、あらかじめ産廃処理業者様にご加入いただく必要がございます。
ご不明点や詳しいサービス説明のご依頼など、お気軽にお申し付けください。

ご不明な点はお気軽にお問合せください！

- もっと詳しく知りたい
- 取引先にサービス詳細を説明してほしい

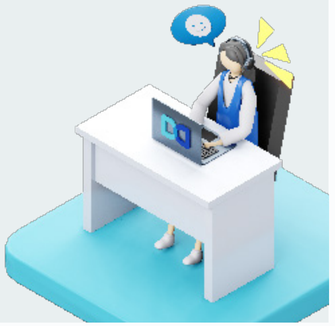

https://dx-e.net/contact/

お問い合わせはこちら

産廃処理業者に紹介したい

https://dx-e.net/

公式サイトはこちら

© DXE Inc. All Rights Reserved.

回収のご依頼もDXEで！便利なオプションサービスのご紹介

DXE Station 排出事業者

収運業者様からのご招待で、排出事業者様用のWeb アプリを無料でご利用可能。JWNET へログインすることなく、アプリ上で電子マニフェストの処理状況を把握できます。

電子マニフェストの処理状況が一目で分かる

ボタン一つで簡単回収依頼！

JWNETのログイン不要！

※DXE Station 排出事業者は、収集運搬業者から招待された排出事業者様のみご利用可能です。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

おわりに

DXE サービスは 2021 年のリリース後、北海道から沖縄まで、全国の産廃処理業者様にご利用いただいています。

社会の重要なインフラである廃棄物の処理に関わる業務を効率化することは、持続可能な社会の実現に繋がります。

弊社サービスにご興味を持っていただけた際には、是非お取引先の産廃処理業者様へご紹介くださいませ。

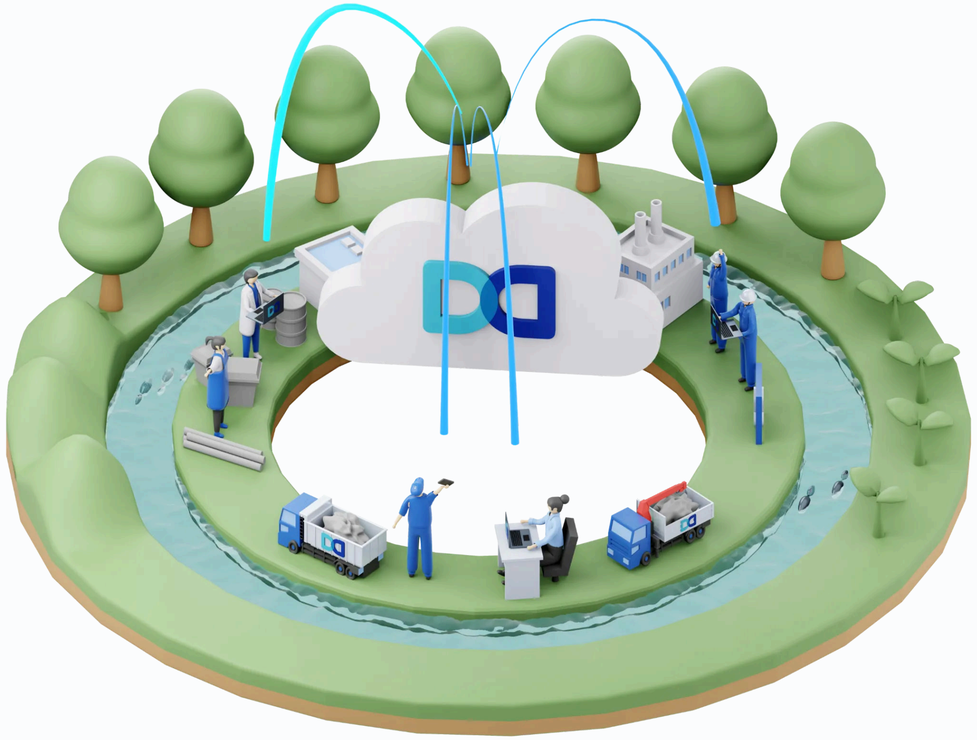

© DXE Inc. All Rights Reserved.

会社概要

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE

産業廃棄物処理を
デジタルで効率化し、
ムダな作業と
環境負荷を減らす。

デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、
“進化し続けるデジタル技術を社会に浸透させることで、
人々の生活をより良いものへと変革すること”

われわれは、DX を通じて環境（Environment）負荷を低減し、
持続可能な社会の実現に寄与いたします。

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE

会社概要

社名	DXE 株式会社
事務所所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー 11F
設立	2021 年 11 月 1 日
代表者	小山 逸朗
資本金	800 万円
事業内容	• JWNET（産業廃棄物の電子マニフェスト）への EDI（電子データ交換）接続事業 • SaaS システムの開発、サービス提供、および運用保守業務 • 環境問題の課題解決及び廃棄物処理に関するコンサルティング業務

© DXE Inc. All Rights Reserved.

DXE

© DXE Inc. All Rights Reserved.